

# 市原ゴルフクラブ「グリーンクラブ」規約

(名称)

**第1条** 本クラブの名称は、「グリーンクラブ」(以下、「本クラブ」という。)とする。

(目的)

**第2条** 本クラブは、市原ゴルフクラブ 市原コース並びに柿の木台コース(以下、「当ゴルフ場」という。)でのプレーを通じて健全なるゴルフの普及発展とエチケット・マナーの向上に努めると共に、本クラブ登録者相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

(運営)

**第3条** 本クラブの運営は、株式会社市原ゴルフ倶楽部(以下、「当社」という。)が行い、当社内に事務局を設置する。

(登録者の種類)

**第4条** 登録者の種類は次のとおりとする。

- 1 個人全日(1名記名式)

(登録者資格)

**第5条** 登録者資格は、所定の登録申込手続きを行い、当社が審査の上登録を認めた者が、年間登録料の支払を完了したときに生じる。  
登録者資格は、公序良俗に反する行為者または暴力団及びそれに類する反社会的団体の関係者には、いかなる場合にもこれを与えない。

(登録者証)

**第6条** 登録者証は発行しない。申込時に生体認証登録(以下、「P P C」という。:手のひらチェックイン)への登録をするものとする。

(届出事項の変更)

**第7条** 登録者は、住所・氏名及び連絡先等を変更した場合は、速やかに書面により当社に通知するものとする。  
前項の通知を怠ったことにより、当社からの通知または送付書類が延着または未到着になった場合であっても、登録者は異議を唱えることはできないものとする。

(登録者証の利用)

**第8条** 登録者がプレーする場合は、必ずP P Cにてチェックインするものとする。  
P P Cでのチェックインがない場合は、利用日の一般料金を徴収するものとする。

(登録者の権利)

**第9条** 登録者は、開業時間内に当ゴルフ場を利用した場合、本人に限り割引料金の適用等当社が別に定める特典を受けることができる。

(登録者権利の制限)

**第10条** 登録者は、当社の経営に関し意見を提出すること及び当ゴルフ場の運営に関する報告を求めることはできないものとする。

(登録者の義務)

**第11条** 登録者は、本規約に定める義務のほか、次の各号の義務を負う。  
1 当ゴルフ場利用約款及びゴルフエチケット・マナー等を遵守すること。  
2 本クラブの秩序を乱し、名誉を毀損する行為をしないこと。  
3 登録者相互の友好を心がけ、他の登録者及びプレーヤーに迷惑をかける行為をしないこと。

(有効期間)

**第12条** 登録者の有効期間は、登録日より1年間(登録月の翌年同月末まで)とする。但し、登録者が希望し当社が認めた場合は、所定の手続きを行うことにより1年単位で継続登録することができる。

(年間登録料)

**第13条** 年間登録料は以下のとおりとする。

- 1 個人全日 7,000円(税込)  
年間登録料は、途中で登録抹消した場合等いかなる場合であってもこれを返還しないものとする。

(登録者資格の取消し)

**第14条** 当社は、登録者が次の各号に該当したときには、登録者資格を取り消す場合がある。

- 1 本クラブ及び当ゴルフ場の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為をしたとき。
- 2 本規約または当ゴルフ場利用約款に違反したとき。
- 3 登録申込内容に虚偽の事実が判明したとき。
- 4 登録後、暴力団の構成員及び反社会的勢力の関係者もしくはそれに準じる者であることが判明したとき。
- 5 その他当社が取消し処分を適当と判断する行為があったとき。

(登録者の都合による登録抹消)

**第15条** 登録者が都合により本クラブを登録抹消するときは、当社に所定の届出を行うものとする。

(登録者資格の喪失)

**第16条** 登録者は、次の各号に該当した場合、登録者資格を失う。

- 1 有効期間が終了したとき。
- 2 登録者資格を取り消されたとき。
- 3 本クラブを登録抹消したとき。
- 4 死亡したとき。

(個人情報の利用)

**第17条** 当社は、登録者から入手した個人情報をサンヨー食品グループの個人情報保護方針に則り、安全に管理し、本クラブの運営以外の目的で使用しない。  
登録者は、有効期間中及び有効期間経過後において、当社が当ゴルフ場のサービス及びイベントの案内等の送付のために、登録者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレス等の個人情報を利用する場合があることを予め了解するものとする。

(本クラブの解散)

**第18条** 当社は、必要と認めたときは本クラブをいつでも解散することができる。  
登録者は、解散に対して異議を申し立てることはできないものとする。

(その他)

**第19条** 本規約に定めのない事項は、当社が決定する。  
当社は、いつでも本規約を改正することができるものとし、その効力は全ての登録者に及ぶものとする。

【附則】

本規約は、令和4年3月1日より制定施行する。  
本規約は、令和4年4月1日より改正施行する。